

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

鈴鹿教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第 3 号

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成 1 6 年鈴鹿市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
(分掌事務)		(分掌事務)	
第 7 条 事務局の課の分掌事務は、次の表のとおりとする。		第 7 条 事務局の課の分掌事務は、次の表のとおりとする。	
課	主な分掌事務	課	主な分掌事務
教 育 総 務 課	1 ～ 15 略 <u>16</u> 略	教 育 総 務 課	1 ～ 15 略 <u>16 学校及び幼稚園の給食費の徴収 に關すること。</u> <u>17</u> 略
教 育 政 策 課	1 ・ 2 略 3 教育施設（子ども政策部が補助 執行するものを除く。以下同じ。 ）及び設備の整備に關すること。 4 ・ 5 略 6 教育財産（子ども政策部が補助 執行するものを除く。）の管理に	教 育 政 策 課	1 ・ 2 略 3 教育施設（ <u>地域振興部、文化ス ポーツ部及び子ども政策部が補助</u> 執行するものを除く。以下同じ。 ）及び設備の整備に關すること。 4 ・ 5 略 6 教育財産（ <u>地域振興部、文化ス ポーツ部及び子ども政策部が補助</u>

	関すること。		執行するものを除く。) の <u>取得、</u>
			<u>管理及び処分</u> に關すること。
略	略	略	略
2・3	略	2・3	略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。